

參 考 資 料

平成 30 年 12 月

市 議 會 定 例 會

目 次

| 内 容 | | 頁 |
|-------------------------|---|----|
| 議案第 66 号～ 議案第 97 号関係 | 中核市関係条例の制定又は一部改正 | 1 |
| 議案第 98 号関係 | 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正 | 38 |
| 議案第 99 号関係 | 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 | 41 |
| 議案第 100 号関係 | 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 | 61 |
| 議案第 101 号関係 | 寝屋川市手と手で心をつなぐ手話言語条例の制定 | 64 |
| 議案第 102 号関係 | 寝屋川市立エスポアール条例の一部改正 | 66 |
| 議案第 103 号関係 | 寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部改正 | 68 |
| 議案第 104 号関係 | 寝屋川市立青少年の居場所条例の制定 | 71 |
| 議案第 112 号関係 | 指定管理者の指定（寝屋川市公園墓地） | 73 |
| 議案第 113 号関係 | 指定管理者の指定（寝屋川市立療育・自立センター） | 74 |
| 議案第 114 号関係 | 指定管理者の指定（都市公園） | 75 |
| 議案第 115 号関係 | 指定管理者の指定（寝屋川市立エスポアール） | 76 |
| 議案第 116 号関係 | 指定管理者の指定期間の変更 | 81 |

(議案第 66 号～ 議案第 97 号関係)

中核市関係条例の制定又は一部改正

1 案 件

- (1) 議案第 66 号 寝屋川市外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定
- (2) 議案第 67 号 寝屋川市事務分掌条例の一部改正 [新旧対照表 3 ページ]
- (3) 議案第 68 号 寝屋川市手数料条例の一部改正 [新旧対照表 4 ページ]
- (4) 議案第 69 号 寝屋川市屋外広告物条例の一部改正 [新旧対照表 6 ページ]
- (5) 議案第 70 号 寝屋川市手数料条例の一部改正 [新旧対照表 22 ページ]
- (6) 議案第 71 号 寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正
[新旧対照表 30 ページ]
- (7) 議案第 72 号 寝屋川市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例の制定
- (8) 議案第 73 号 寝屋川市保健所条例の制定
- (9) 議案第 74 号 寝屋川市保健所事務手数料条例の制定
- (10) 議案第 75 号 寝屋川市食品衛生法施行条例の制定
- (11) 議案第 76 号 寝屋川市理容師法施行条例の制定
- (12) 議案第 77 号 寝屋川市興行場法施行条例の制定
- (13) 議案第 78 号 寝屋川市旅館業法施行条例の制定
- (14) 議案第 79 号 寝屋川市公衆浴場法施行条例の制定
- (15) 議案第 80 号 寝屋川市化製場等に関する法律施行条例の制定
- (16) 議案第 81 号 寝屋川市診療所における専属の薬剤師の設置の基準を定める
条例の制定
- (17) 議案第 82 号 寝屋川市クリーニング業法施行条例の制定
- (18) 議案第 83 号 寝屋川市と畜場法施行条例の制定
- (19) 議案第 84 号 寝屋川市美容師法施行条例の制定
- (20) 議案第 85 号 寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の制定
- (21) 議案第 86 号 寝屋川市感染症診査協議会条例の制定

- (22) 議案第 87 号 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正
〔新旧対照表32ページ〕
- (23) 議案第 88 号 寝屋川市社会福祉審議会条例の制定
- (24) 議案第 89 号 寝屋川市老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- (25) 議案第 90 号 寝屋川市指定障害福祉サービス事業者等の指定並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- (26) 議案第 91 号 寝屋川市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- (27) 議案第 92 号 寝屋川市民生委員定数条例の制定
- (28) 議案第 93 号 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定
- (29) 議案第 94 号 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
〔新旧対照表36ページ〕
- (30) 議案第 95 号 寝屋川市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- (31) 議案第 96 号 寝屋川市小児慢性特定疾病審査会条例の制定
- (32) 議案第 97 号 寝屋川市総合教育研修センター条例の制定

2 制定・改正の理由及び内容

『中核市関係条例案資料』参照

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市事務分掌条例

No.1

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の内部組織において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>経営企画部～環境部（略）</p> <p>健康部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりに関すること。 (2) 保健衛生及び医療に関すること。 (3) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。 <p>福祉部～まち建設部（略）</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> | <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の内部組織において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>経営企画部～環境部（略）</p> <p>健康部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりに関すること。 (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。 <p>福祉部～まち建設部（略）</p> |

対屋川市手数料条例

No.1

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(介護保険法に基づく事務に係る手数料の徴収) 第9条の2 (略) (高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第9条の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号) の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録又は同条第2項の更新(次号において「登録又は更新」という。) 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> | <p>(介護保険法に基づく事務に係る手数料の徴収) 第9条の2 (略)</p> |

| 区 分 | 金額 |
|---|---------|
| 高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条 第1項第6号に掲げる戸数(以下「登録戸数」という。)が10戸以下の場合 | 27,700円 |
| 登録戸数が10戸を超える20戸以下の場合 | 32,300円 |
| 登録戸数が20戸を超える30戸以下の場合 | 36,800円 |
| 登録戸数が30戸を超える40戸以下の場合 | 41,400円 |
| 登録戸数が40戸を超える50戸以下の場合 | 45,900円 |
| 登録戸数が50戸を超える70戸以下の場合 | 55,000円 |

| 改正案 | | 現行 |
|---|----------|------------------------------|
| 登録戸数が 70 戸を超える場合 | 68,700 円 | |
| 登録戸数が 100 戸を超える場合 | 82,300 円 | |
| (2) 前号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当する登録又は更新に係る手数料の額は、1 件につき、同号に定める額に、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。 | | |
| 区分 | 金額 | |
| 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 6 条 第 1 項第 12 号の前払金を受領する場合 | 6,800 円 | |
| 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 7 条 第 1 項第 1 号に掲げる基準について国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）第 8 条括弧書に規定する基準を適用する場合又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる基準について同令第 9 条ただし書に規定する基準を適用する場合 | 6,800 円 | |
| 附則 | | この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 |

寝屋川市屋外広告物条例

No.1

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 屋外広告業の登録等（第30条～第44条）</p> <p>第7章 雜則（第45条・第46条）</p> <p>第8章 罰則（第47条～第51条）</p> <p>附則 第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第3条から第5条まで、第7条から第9条まで及び第11条の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの管理並びに屋外広告物に関して必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>屋外広告業者</u> 第30条第1項又は第3項の登録を受けた屋外広告業を営む者をいう。</p> | <p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 雜則（第30条・第31条）</p> <p>第7章 罰則（第32条～第34条）</p> <p>附則 第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）に関する事項を定めることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>屋外広告業者</u> 第30条第1項又は第3項の登録を受けた屋外広告業を営む者をいう。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| (2) 广告主 自ら広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は屋外広告業者その他の者に広告物の表示、掲出物件の設置若しくはこれらを委託する者をいう。 (3)～(5) (略) | (1) 広告主 自ら広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は屋外広告業者(屋外広告業を営む者をいう。)その他の者に広告物の表示、掲出物件の設置若しくはこれらを委託する者をいう。 |
| (許可手数料) 第 15 条 第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項又は前条第 1 項の許可(以下「設置等の許可」という。)を受けようとする広告物表示者等は、別表第 1 に定める手数料(以下この条において「手数料」という。)を納付しなければならない。ただし、政 治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 6 条第 1 項の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、貼り紙、貼り札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。 | (許可手数料) 第 15 条 第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項又は前条第 1 項の許可(以下「設置等の許可」という。)を受けようとする広告物表示者等は、別表 に定める手数料 を納付しなければならない。ただし、政 治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 6 条第 1 項の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、貼り紙、貼 り札又は立看板を表示するための許可を受けようとするとき は、この限りでない。 2・3 (略) |

| 改正案 | 現行 |
|--|----|
| 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、当該有効期間の満了の日の30日前までに次条の規定による申請をして、更新の登録を受けなければならぬ。 | |
| 4 前項の申請があつた場合において、当該有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がなされないとときは、従前の登録は、当該有効期間の満了の日の翌日からその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。 | |
| 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 | |
| (登録の申請) | |
| 第31条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。 | |
| (1) 商号、名称又は氏名及び住所に法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| (2) 寝屋川市の区域内において営業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地 | |
| (3) 法人である場合には、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名 | |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|-----|
| <p>(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）</p> <p>(5) 営業所ごとに選任される業務主任者（第 38 条第 1 項の業務主任者をいう。第 33 条第 1 項において同じ。）の氏名及びその選任に係る営業所の名称</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののはか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の登録申請書には、登録申請者が第 33 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>3 登録申請者は第 30 条第 1 項若しくは第 3 項の登録を受けている者であることの証明を受けようとする者は、別表第 2 に定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>4 第 15 条第 3 項本文の規定は、前項の手数料について適用する。</p> <p>(登録の実施)</p> <p>第 32 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があつたときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>(1) 前条第 1 項各号に掲げる事項</p> <p>(2) 登録年月日及び登録番号</p> <p>2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、</p> | |

改正案

現行

その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第 33 条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき又は第 31 条の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 42 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その处分のあつた日から 2 年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者で法人であるものが第 42 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その处分のあつた日前 30 日以内にその法人の役員であつた者でその处分のあつた日から 2 年を経過しないもの
- (3) 第 42 条第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく处分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から 2 年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいづれかに該当するもの

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいづれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者</p> <p>2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p> <p>(変更の届出等)</p> | <p>第34条 屋外広告業者は、第31条第1項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならぬ。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第5号から第7号までのいづれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>3 第31条第2項の規定は、第1項の規定による届出があった場合について準用する。</p> <p>(廃業等の届出)</p> |
| <p>第35条 屋外広告業者が次の各号のいづれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日(第1号に該当する場合にあっては、その事実を知つた日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 死亡した場合 その相続人</p> <p>(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する</p> | |

| 改正案 | 現行 |
|--|----|
| <u>役員であった者</u> | |
| (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その 破産管財人 | |
| (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により 解散した場合 その清算人 | |
| (5) 寝屋川市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であつた法人 を代表する役員 | |
| 2 屋外広告業者が前項各号のいづれかに該当するに至った とき、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。 | |
| (登録の抹消) | |
| 第36条 市長は、第30条第3項の更新の登録をしなかつたと き、前条第2項の規定により屋外広告業者の登録がその効力 を失つたときは第42条第1項の規定により屋外広告業者 の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋 外広告業者の登録を抹消しなければならない。 | |
| (講習会) | |
| 第37条 市長は、規則で定めるとところにより、広告物の表示 及び掲出物件の設置に関する必要な知識を修得させることを 目的とする講習会を開催しなければならない。 | |
| 2 前項の講習会の講習を受けようとする者は、規則で定める ところにより、市長に申込みをしなければならない。 | |
| 3 市長は、第1項の講習会の課程を修了した者に対し、修了 | |

| 改正案 | 現行 |
|--|----|
| <p><u>証書を交付する。</u></p> <p>4 修了証書の交付を受けた者は、修了証書を失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、規則で定めるところにより、再交付を申請することができます。</p> <p>5 第1項の講習会の講習を受けようとする者又は前項の修了証書の再交付を申請しようとする者は、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>6 第15条第3項の規定は、前項の手数料について準用する。</p> <p>7 前各項に定めるものほか、講習会に関する必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(業務主任者の設置等)</p> <p>第38条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次の各号に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>(1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関する必要な知識について行う試験に合格した者</p> <p>(2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者</p> <p>(3) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の行う前条第1項の講習会に相当する講習会の課程を修了した者</p> <p>(4) 広告美術仕上げにして、職業能力開発促進法(昭和44</p> | |

改正案

現行

年法律第 64 号) 第 27 条第 1 項に規定する準則訓練を修了した者、同法第 28 条第 2 項に規定する職業訓練指導員免許を受けた者又は同法第 44 条第 2 項に規定する技能検定に合格した者

(5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認めた者
2 業務主任者は、次の各号に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。

(1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第 40 条の帳簿に記載する事項のうち規則で定めるものの記載及び当該帳簿の保存に関すること。
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第 39 条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名(法人にあつては、代表者の氏名)、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。(帳簿の備付け等)

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p><u>第 40 条 屋外広告業者は、規則で定めるとところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項のうち規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。</u> <u>(屋外広告業を営む者に対する指導等)</u></p> <p><u>第 41 条 市長は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。</u></p> <p><u>(登録の取消し等)</u></p> | |
| | <p><u>第 42 条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいづれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により第 30 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けたとき。 (2) 第 33 条第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいづれかに該当することとなつたとき。 (3) 第 34 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。 2 第 33 条第 2 項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。 (大阪府知事の登録を受けた者に関する特例)</p> |

改正案

現行

- 第43条 第30条から第34条まで、第36条及び前条の規定は、大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号。以下「府条例」という。）に基づく屋外広告業の登録を受けている者（第33条第1項第1号から第3号まで又は第5号から第7号までのいづれかに該当する者を除く。以下「府登録者」という。）には、適用しない。
- 2 府登録者であつて寝屋川市の区域内で屋外広告業を営むものについては、前項に掲げる規定を除き、第30条第1項の登録を受けた者とみなして、この条例の規定を適用する。
- 3 府登録者は、寝屋川市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるとこころにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があつたときは復屋川市の区域内で屋外広告業を廃止したときも、同様とする。
- 4 屋外広告業者が府条例に基づく屋外広告業の登録を受けたときは、その者に係る屋外広告業者の登録は、その効力を失う。
- 5 市長は、府登録者であつて寝屋川市の区域内で屋外広告業を営むものが前条第1項第2号若しくは第4号のいずれかに該当するときは第3項後段の規定による変更の届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたときは、その者に対し、6月以内の期間を定めて寝屋川市の区域内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| 6 第33条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。 (監督処分簿の備付け等) | 第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物表示者等若しくは管理者をさせ、又は職員に営業所その他の事業場所に立ち入り、必要な事項を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。この場合において、居住の用に供する場所に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。 |
| 第44条 処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日、内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。 | 第31条 (略) |
| 2 市長は、前項の屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供しなければならない。 | 2・3 (略) (委任) |
| 第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物表示者等、管理者若しくは屋外広告業を営む者から報告をさせ、又は職員に営業所その他の事業場所に立ち入り、必要な事項を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。この場合において、居住の用に供する場所に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。 | 第46条 (略) 第47条 次の各号のいづれかに該当する者は、1年以下の懲 |
| 第7章 雜則 (報告の徴収等) | 第6章 雜則 (報告の徴収) |
| 第8章 罰則 | 第7章 罰則 |

| | 改 正 案 | 現 行 |
|-----|---|---|
| | 役又は500,000円以下の罰金に処する。 | |
| (1) | 第30条第1項又は第3項の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 | |
| (2) | 偽りその他不正の手段により第30条第1項又は第3項の登録を受けた者 | |
| (3) | 第42条第1項又は第43条第5項の規定による営業の停止の命令に違反した者 | 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略) |
| | 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略) | 第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) (3) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 (両罰規定) |
| (5) | 第34条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 | 第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) (3) 第45条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 (両罰規定) |
| (6) | 第38条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者 | 第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第47条から前条までの違反行為をした場合は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 | その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第32条及び前条の違反行為をした場合は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 |
| (過料) | |
| 第51条 次の各号のいづれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。 | |
| (1) 第35条第1項又は第43条第2項の規定による届出を怠つた者 | |
| (2) 第39条の規定による標識を掲げない者 | |
| (3) 第40条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者 | |
| | 附則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) |
| | 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に大阪府屋外広告物条例(昭和24年大阪府条例第79号)の規定によりなされた許可、命令その他の処分又は申請、届出その他の手続は、この条例の相当規定によつてなされたものとみなす。 |
| | 3・4 (略) 別表第1(第15条関係) (略) |

改正案

現行

別表第2(第31条関係)

| 区 | 分 | 金額 |
|--|------------------|----|
| 第30条第1項の登録を受けようとする者 | 1件につき 10,000円 | |
| 第30条第3項の更新の登録を受けようとする者 | 1件につき 10,000円 | |
| 屋外広告業の登録を受けた者で、当該登録を受けている者であることの証明を受けようとするもの | 1通につき 500円 | |

別表第3(第37条関係)

| 区 | 分 | 金額 |
|--------------------|-----------------|---------------|
| 講習会の講習を受けようとする者 | 広告物に係る法令に関する科目 | 1人1回につき2,000円 |
| | 広告物の表示の方法に関する科目 | |
| | 広告物の施工に関する科目 | |
| 修了証書の再交付を申請しようとする者 | 1通につき 550円 | |

附則
(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

| (経過措置) | 改 正 案 | 現 行 |
|--------|--|-----|
| | <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に大阪府屋外広告物条例(昭和24年大阪府条例第79号)に基づく屋外広告業の登録を受けている者(第33条第1項第1号から第3号まで又は第5号から第7号までのいすれかに該当する者を除く。)は、第43条第3項前段の規定にかかわらず、この条例の施行の日から1年を経過する日までの間は、同項前段の届出をしないで、寝屋川市の区域内で引き続き屋外広告業を営むことができる。</p> | |

対屋川市手数料条例

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(戸籍法に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第2条 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請をする者(以下「申請者」という。)から徴収する。</p> <p>(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項まで若しくは戸籍法第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付につき450円(キオスク端末(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して対屋川市の専用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。)による交付の場合にあっては、1通につき350円)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍(同法第119条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍を除く。)に記載した事項に関する証明書の交付 明事項1件につき450円(キオスク端末による交付の場合</p> | <p>(戸籍法に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第2条 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請をする者(以下「申請者」という。)から徴収する。</p> <p>(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは戸籍法第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付につき450円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍(同法第119条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍を除く。)に記載した事項に関する証明書の交付 明事項1件につき450円</p> |

| 改正案 | 現行 |
|------------------|---|
| にあつては、1件につき350円) | |
| (5)・(6) (略) | |
| | (狂犬病予防法等に基づく事務に係る手数料の徴収) 第3条 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）及び狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。 |
| | (1) 狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1頭につき3,000円】 |
| | (2) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付 1件につき550円 |
| | (3) 狂犬病予防法施行令第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付 1件につき1,600円 |
| | (4) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付 1件につき340円 |
| | (採石法に基づく事務に係る手数料の徴収) 第3条 (略) (住民基本台帳法に基づく事務に係る手数料の徴収) 第8条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。 (1) (略) (2) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第 |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| 12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付 1通につき300円(才オスク端末による交付の場合にあっては、1通につき200円) | 12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付 1通につき300円 |
| (3) (略) | (3) (略) |
| (4) 住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 1通につき300円(才オスク端末による交付の場合にあっては、1通につき200円) | (4) 住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 1通につき300円 |
| (介護保険法に基づく事務に係る手数料の徴収) | (介護保険法に基づく事務に係る手数料の徴収) |
| 第9条の2 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。 | 第9条の2 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。 |
| (1)～(6) (略) | (1)～(6) (略) |
| (7) 介護保険法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査 1件につき30,000円 | (7) 介護保険法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査 1件につき30,000円 |
| (8) 介護保険法第86条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査 1件につき16,000円 | (8) 介護保険法第86条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査 1件につき16,000円 |
| (9) 介護保険法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査 1件につき63,000円 | (9) 介護保険法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査 1件につき63,000円 |
| (10) 介護保険法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の変更(構造設備の変更を伴うものに限る。)の許可の申 | (10) 介護保険法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の変更(構造設備の変更を伴うものに限る。)の許可の申 |

| 改正案 | 現行 |
|---|----|
| 請に対する審査 1件につき33,000円 | |
| (1) 介護保険法第94条の2第1項の規定による介護老人保健施設の許可の更新の申請に対する審査 1件につき16,000円 | |
| (2) 介護保険法第107条第1項の規定による介護医療院の開設の許可の申請に対する審査 1件につき63,000円 | |
| (3) 介護保険法第107条第2項の規定による介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1件につき33,000円 | |
| (4) 介護保険法第108条第1項の規定による介護医療院の許可の更新の申請に対する審査 1件につき16,000円 | |
| (5)～(14) (略) | |
| (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第107条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査 1件につき16,000円 | |
| 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 | |
| (1) 前項第1号及び第15号に規定する指定の申請を同時に行う場合 35,000円 | |
| (2) 前項第2号及び第16号に規定する指定の更新の申請を | |
| 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 | |
| (1) 前項第1号及び第7号に規定する指定の申請を同時に行う場合 35,000円 | |
| (2) 前項第2号及び第8号に規定する指定の更新の申請を | |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| 同時にいう場合 10,000円 | 同時にいう場合 10,000円 |
| (3) 前項第3号及び第15号に規定する指定の申請を同時にいう場合 35,000円 | (3) 前項第3号及び第7号に規定する指定の申請を同時にいう場合 35,000円 |
| (4) 前項第4号及び第16号に規定する指定の更新の申請を同時にいう場合 10,000円 | (4) 前項第4号及び第8号に規定する指定の更新の申請を同時にいう場合 10,000円 |
| (5) 前項第3号及び第17号に規定する指定の申請を同時にいう場合 35,000円 | (5) 前項第3号及び第9号に規定する指定の申請を同時にいう場合 35,000円 |
| (6) 前項第4号及び第18号に規定する指定の更新の申請を同時にいう場合 10,000円 | (6) 前項第4号及び第10号に規定する指定の更新の申請を同時にいう場合 10,000円 |
| (7) 前項第1号及び第21号に規定する指定の申請を同時にいう場合 35,000円 | (7) 前項第1号及び第13号に規定する指定の申請を同時にいう場合 35,000円 |
| (8) 前項第2号及び第22号に規定する指定の更新の申請を同時にいう場合 10,000円 | (8) 前項第2号及び第14号に規定する指定の更新の申請を同時にいう場合 10,000円 |
| (9) 前項第3号及び第21号に規定する指定の申請を同時にいう場合 35,000円 | (9) 前項第3号及び第13号に規定する指定の申請を同時にいう場合 35,000円 |
| (10) 前項第4号及び第22号に規定する指定の更新の申請を同時にいう場合 10,000円 | (10) 前項第4号及び第14号に規定する指定の更新の申請を同時にいう場合 10,000円 |
| (使用済自動車の再資源化等に関する法律等に基づく事務に係る手数料の徴収) | (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収) |
| 第11条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。 | 第11条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| 各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。 | (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第1項の規定による登録 1件につき 3,400円 |
| (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第1項 の規定による引取業の登録の申請に対する審査 1件につき 5,600円 | (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第5項の規定による登録の更新 1件につき 3,400円 |
| (2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項 の規定による引取業の登録の更新の申請に対する審査 1件につき 3,600円 | (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第6項の規定による登録票の再交付 1通につき 3,400円 |
| (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項 の規定によるフロン類回収業の登録の申請に対する審査 1件につき 6,000円 | (4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項 の規定によるフロン類回収業の登録の更新の申請に対する 審査 1件につき 4,000円 |
| (4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項 の規定による解体業の許可の申請に対する審査 1件につき 78,000円 | (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項 の規定による解体業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 70,000円 |
| (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項 の規定による破碎業の許可の申請に対する審査 1件につき 84,000円 | (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項 の規定による破碎業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 70,000円 |
| (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項 の規定による破碎業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 70,000円 | (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項 の規定による破碎業の許可の申請に対する審査 1件につき 84,000円 |
| (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項 の規定による破碎業の許可の申請に対する審査 1件につき 84,000円 | (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項 の規定による破碎業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 70,000円 |

改正案

現行

の規定による破碎業の許可の更新の申請に対する審査 1
件につき 77,000 円

(9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 70 条第 1 項
の規定による破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に
対する審査 1 件につき 67,000 円

(10) 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第 56
条の許可証の再交付 1 通につき 1,500 円

(11) 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第 61
条の許可証の再交付 1 通につき 1,500 円

(寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例に基づく事務に
係る手数料の徴収)
第 13 条 寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 3
年寝屋川市条例第 19 号)第 12 条の規定に基づく印鑑登録証
明書の交付については、1 件につき 300 円(キオスク端末に
よる交付の場合にあっては、1 件につき 200 円)の手数料を、
申請者から徴収する。

(その他の事務に係る手数料の徴収)

第 14 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、次の各号
に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を、
申請者から徴収する。
(1) (略)
(2) 租税に関する証明書(土地又は建物に関するものを除
く。)の交付 1 年度及び 1 税目ごとに 300 円(キオスク端

の規定による破碎業の許可の更新の申請に対する審査 1
件につき 77,000 円

(9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 70 条第 1 項
の規定による破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に
対する審査 1 件につき 67,000 円

(10) 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第 56
条の許可証の再交付 1 通につき 1,500 円

(11) 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第 61
条の許可証の再交付 1 通につき 1,500 円

(寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例に基づく事務に
係る手数料の徴収)

第 13 条 寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 3
年寝屋川市条例第 19 号)第 12 条の規定に基づく印鑑登録証
明書の交付については、1 件につき 300 円(キオスク端末に
よる交付の場合にあっては、1 件につき 200 円)の手数料を、
申請者から徴収する。

(その他の事務に係る手数料の徴収)

第 14 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、次の各号
に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を、
申請者から徴収する。

(1) (略)
(2) 租税に関する証明書(土地又は建物に関するものを除
く。)の交付 1 年度及び 1 税目ごとに 300 円

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--------------|
| 未による交付（納税証明書の交付を除く。）の場合にあって は、1年度及び1税目ごとに200円） (3)～(12) (略) | |
| 附 則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 | (3)～(12) (略) |

寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

No.1

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| (一般廃棄物処理業許可申請等手数料) | (し尿浄化槽清掃業等許可申請手数料) |
| 第30条 法の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについて、当該各号に定める額の手数料を、申請をする者から徴収する。 | 第30条 し尿浄化槽の清掃をして行おうとする者で法第7条第1項及び淨化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可を受けようとするもの又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次の各号に定める手数料を納付しなければならない。 |
| (1) し尿浄化槽の清掃を業として行おうとする者が行う法第7条第1項及び淨化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による許可の申請に対する審査 1件につき5,000円 | (1) し尿浄化槽清掃業等許可手数料 1件につき5,000円 |
| (2) 前号の許可に係る許可証の再交付 1件につき5,000円 | (2) し尿浄化槽清掃業等許可証再交付手数料 1件につき5,000円 |
| (3) 法第8条第4項の一般廃棄物処理施設に係る同条第1項の規定による許可の申請に対する審査 1件につき130,000円 | |
| (4) 前号の一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設に係る法第8条第1項の規定による許可の申請に対する審査 1件につき110,000円 | |
| (5) 法第8条の2の2第1項（法第9条の2の3第1項の規定により法第8条第1項の許可を受けた者とみなして適用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の検査の申請に対する審査 1件につき33,000円 | |
| (6) 法第8条第4項の一般廃棄物処理施設に係る法第9条第1項の規定による変更の許可の申請に対する審査 1件につき120,000円 | |

| 改正案 | 現行 |
|---|------------------------------|
| (7) 前号の一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設に係る法第9条第1項の規定による変更の許可の申請に対する審査 1件につき100,000円 | |
| (8) 法第9条第5項又は第9条の2の3第2項の規定による一般廃棄物処理施設の廃止の確認の申請に対する審査 1件につき40,000円 | |
| (9) 法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請に対する審査 1件につき33,000円 | |
| (10) 法第9条の2の4第2項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の更新の申請に対する審査 1件につき20,000円 | |
| (11) 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 1件につき94,000円 | |
| (12) 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の許可施設設置者等である法人の合併又は分割に係る認可の申請に対する審査 1件につき94,000円 | |
| (13) 第3号、第4号、第6号若しくは第7号の許可に係る許可証又は第9号の認定に係る認定証の再交付 1件につき1,500円 | |
| | 附則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 |

対屋川市執行機関の附属機関に関する条例

No.1

| 改正案 | | 現行 | |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------|------|
| 別表(第2条関係) | | 別表(第2条関係) | |
| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関 | 附属機関 | 担任事務 |
| 市長 | 対屋川市総合計画審議会～対屋川市まちづくり交付金評価委員会 | 対屋川市総合計画審議会～対屋川市まちづくり交付金評価委員会 | (略) |

| 改正案 | 現行 |
|-----------------------|---|
| | 社会福祉法人の設立、解散又は合併の認可及び児童福祉施設の整備のうち重要事項についての審査並びに社会福祉法人に対する社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく不利益処分についての調査審議に関する事務 |
| 寝屋川市社会福祉法人設立認可等審査会 | 寝屋川市地域福祉計画の策定及び総合的な地域福祉の推進に係る施策の審議並びに成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項の調査審議に関する事務 |
| 寝屋川市地域福祉計画推進委員会 | 寝屋川市高齢者保健福祉計画推進委員会 |
| 寝屋川市介護保険施設等整備事業者選定委員会 | 寝屋川市地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進委員会 |

| 改正案 | | 現行 |
|--|--|--|
| | 事務 | る事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の運営を行う者の選定に関する事務 |
| 寝屋川市地域密着型サービス等運営委員会～寝屋川市待機児童保育施設整備事業者選定委員会 | (略) | 寝屋川市地域密着型サービス等運営委員会～寝屋川市待機児童保育施設整備事業者選定委員会 |
| 寝屋川市地域保健審議会 | 市民の健康の保持及び増進に関する計画の策定並びに地域保健対策の総合的な推進に係る施策並びに保健所の運営についての審議に関する事務 | 寝屋川市健康増進計画推進委員会 |
| 寝屋川市市議会・寝屋川市外部監査人選定委員会 | (略) | 市民の健康の増進に関する計画の策定及び市民の健康の増進の総合的な推進に係る施策についての審議に関する事務 |
| 寝屋川市国庫補助対象社会福祉施設等選定委員会 | (略) | 寝屋川市緑の基本計画審議会・寝屋川市外部監査人選定委員会 |

| 改正案 | | 現行 | |
|-------------------------------|---|-------|---|
| | 選定についての審査に 関する事務 | | |
| 教育委員会 | 寝屋川市校区問題 (略) 審議会～寝屋川市 小学校就学前教育 支援プログラム審 議会 | 教育委員会 | 寝屋川市校区問題 (略) 審議会～寝屋川市 小学校就学前教育 支援プログラム審 議会 |
| 附 則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 | | | |

復屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

No.1

| 改 正 案 | | | 現 行 | | |
|-------------|--|-------------------------------|--|--------------|-------------|
| 別表第2（第4条関係） | | | 別表第2（第4条関係） | | |
| 執行機関 | 事 務 | 特 定 個 人 情 報 | 執 行 機 関 | 事 務 | 特 定 個 人 情 報 |
| 市長 | (1) (略) | (略) | 市長 | (1) (略) | (略) |
| | (1)の2 児童福祉法による小児慢性特定疾患病療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの | (1) 外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの | | (2)～(11) (略) | (略) |
| | (2)～(11) (略) | (略) | | | |
| | (1)の2 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦にての便宜の供与に関する事務であつて規則で定めるもの | (1) 外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの | | | |
| | (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事 | (略) | | | |
| | | | (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事 | | (略) |

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|-------------------|-----|------------------------|-----|
| 務であつて規則で定め るもの | | 務であつて規則で定め るもの | |
| (略)～(略) (略) | (略) | (略)～(略) (略) | (略) |
| 附 則 | | この条例は、平成31年4月1日から施行する。 | |

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

1 改正理由

現行の「寝屋川市就学指導委員会」を「寝屋川市教育支援委員会」に改組するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 附属機関の改正（別表関係）

教育委員会の附属機関について、「寝屋川市就学指導委員会」を次のとおり改める。

| 附 属 機 関 | 担 任 事 務 |
|-------------|------------------------------------|
| 寝屋川市教育支援委員会 | 障害のある児童及び生徒の就学及び教育の支援についての審議に関する事務 |

(2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

対屋川市執行機関の附属機関に関する条例

No. 1

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|------------------|------------------------------------|----------------------------------|--|
| 別表(第2条関係) | | 別表(第2条関係) | |
| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関 | 執行機関 | 附属機関 |
| 市長 | 対屋川市総合計画審議会～対屋川市外部監査人選定委員会 | (略) 市長 | 対屋川市総合計画審議会～対屋川市外部監査人選定委員会 |
| 教育委員会 | 対屋川市校区問題立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 | (略) | 対屋川市校区問題立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 |
| 対屋川市教育支援委員会 | 障害のある児童及び生徒の就学及び教育の支援についての審議に関する事務 | 対屋川市就学指導委員会 | 対屋川市の区域内に住所を有する障害のある児童及び生徒の就学についての審議に関する事務 |
| 対屋川市ドリームプラン選考委員会 | (略) | 対屋川市ドリームプラン選考委員会～対屋川市小学校就学前教育支援プ | (略) |

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|-------------------|---------|-----|---------|
| | ログラム審議会 | | ログラム審議会 |
| 附 則 | | | |
| この条例は、公布の日から施行する。 | | | |

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 改正理由

一般職の職員の給与について、給料月額、勤勉手当等の改定を行う等のため、本条例等の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第1条〕

ア 給料月額の改定（別表第1、別表第2関係）

給料表の給料月額を引き上げる。（引上げ率＝平均0.18%（571円））

イ 勤勉手当の改定（第23条関係）

12月期の支給割合を100分の95（再任用職員にあっては100分の47.5）とする。

（【参考】参照）

(2) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第2条〕

ア 期末手当の改定（第22条関係）

6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の130（再任用職員にあっては100分の72.5）とする。（【参考】参照）

イ 勤勉手当の改定（第23条関係）

6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の92.5（再任用職員にあっては100分の45）とする。（【参考】参照）

(3) 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正〔第3条〕

ア 給料月額の改定（第7条、第11条関係）

特定任期付職員及び任期付常勤・短時間勤務職員に適用する給料表の給料月額を引き上げる。

イ 期末手当の改定（第8条関係）

特定任期付職員に支給する期末手当について、12月期の支給割合を100分の170とする。（【参考】参照）

(4) 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正〔第4条〕

ア 期末手当の改定（第8条関係）

特定任期付職員に支給する期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の167.5とする。（【参考】参照）

(5) 附則

ア 施行期日

公布の日。ただし、(2)及び(4)は、平成31年4月1日

イ 適用及び給与の内払

(1)及び(3)については、平成30年4月1日から適用し、それぞれ、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなす。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

期末手当・勤勉手当の支給割合

(1) 一般職の職員 ((2)及び(3)を除く。)

| | 現 行 | | | 平成30年度 | | | 平成31年度以降 | | |
|------|-------|------|-------|--------|------|-------|----------|-------|-------|
| | 期末 | 勤勉 | 計 | 期末 | 勤勉 | 計 | 期末 | 勤勉 | 計 |
| 6月期 | 1.225 | 0.90 | 2.125 | 1.225 | 0.90 | 2.125 | 1.30 | 0.925 | 2.225 |
| 12月期 | 1.375 | 0.90 | 2.275 | 1.375 | 0.95 | 2.325 | 1.30 | 0.925 | 2.225 |
| 計 | 2.60 | 1.80 | 4.40 | 2.60 | 1.85 | 4.45 | 2.60 | 1.85 | 4.45 |

(2) 再任用職員

| | 現 行 | | | 平成30年度 | | | 平成31年度以降 | | |
|------|------|-------|-------|--------|-------|-------|----------|------|-------|
| | 期末 | 勤勉 | 計 | 期末 | 勤勉 | 計 | 期末 | 勤勉 | 計 |
| 6月期 | 0.65 | 0.425 | 1.075 | 0.65 | 0.425 | 1.075 | 0.725 | 0.45 | 1.175 |
| 12月期 | 0.80 | 0.425 | 1.225 | 0.80 | 0.475 | 1.275 | 0.725 | 0.45 | 1.175 |
| 計 | 1.45 | 0.85 | 2.30 | 1.45 | 0.90 | 2.35 | 1.45 | 0.90 | 2.35 |

(3) 特定任期付職員

| | 現 行 | | | 平成30年度 | | | 平成31年度以降 | | |
|------|------|----|------|--------|----|------|----------|----|-------|
| | 期末 | 勤勉 | 計 | 期末 | 勤勉 | 計 | 期末 | 勤勉 | 計 |
| 6月期 | 1.65 | - | 1.65 | 1.65 | - | 1.65 | 1.675 | - | 1.675 |
| 12月期 | 1.65 | - | 1.65 | 1.70 | - | 1.70 | 1.675 | - | 1.675 |
| 計 | 3.30 | - | 3.30 | 3.35 | - | 3.35 | 3.35 | - | 3.35 |

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

No.1

1 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第1条関係）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| (初任給調整手当) | (初任給調整手当) |
| 第 12 条の 2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められた職員には、月額 <u>251,200円</u> を超えない範囲内の額を、採用の日から 35 年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 | 第 12 条の 2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められた職員には、月額 <u>250,900円</u> を超えない範囲内の額を、採用の日から 35 年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 |
| 2・3 (略) | 2・3 (略) |
| (宿日直手当) | (宿日直手当) |
| 第 20 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき <u>4,400円</u> を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。 | 第 20 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき <u>4,200円</u> を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。 |
| 2 (略) | 2 (略) |
| (勤勉手当) | (勤勉手当) |
| 第 23 条 (略) | 第 23 条 (略) |
| 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 | 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> | <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> |
| <p>3～5 (略)</p> <p>6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1 (第3条、第3条の2関係) 行政職給料表 別紙1のとおり</p> | <p>3～5 (略)</p> <p>6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1 (第3条、第3条の2関係) 行政職給料表 別紙2のとおり</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| 別表第2（第3条、第3条の2関係） 医療職給料表 別紙3のとおり | 別表第2（第3条、第3条の2関係） 医療職給料表 別紙4のとおり |

2 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係） ※「現行」は、第1条による改正後のものとする。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (期末手当) 第22条（略） | (期末手当) 第22条（略） |
| 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） | 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の122.5</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の137.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） |
| 3 <u>再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。</u> | 3 <u>再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは、「100分の80」とする。</u> |
| 4 (略) | 4 (略) |
| 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、 | 5 職員でその職務の級が3級以上であるもの について、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、 |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6・7 (略) (勤勉手当)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 92.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 45</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p> | <p>給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6・7 (略) (勤勉手当)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6 月に支給する場合には 100 分の 90、12 月に支給する場合には 100 分の 95 を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 42.5</u> に支給する場合には 100 分の 42.5、12 月に支給する場合には <u>100 分の 47.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 (略)</p> |

3 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）

改正案

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 特定任期付職員（次の各号に掲げる職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。

(1)・(2)（略）

| 号 紙 | 給 料 | 月 領 | 円 |
|-----|-----|-----|---------|
| 1 | | | 374,000 |
| 2 | | | 422,000 |
| 3 | | | 472,000 |
| 4 | | | 533,000 |
| 5 | | | 608,000 |
| 6 | | | 710,000 |

2～4（略）

(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)

第8条（略）

2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第

3 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）

現 行

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 特定任期付職員（次の各号に掲げる職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。

(1)・(2)（略）

| 号 紙 | 給 料 | 月 領 | 円 |
|-----|-----|-----|---------|
| 1 | | | 373,000 |
| 2 | | | 421,000 |
| 3 | | | 471,000 |
| 4 | | | 532,000 |
| 5 | | | 607,000 |
| 6 | | | 709,000 |

2～4（略）

(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)

第8条（略）

2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」と、同条第5項中「職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「職員でその職務の級が3級以上であるもの及び複数職種一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>(任期付常勤・短時間勤務職員の給与の特例)</p> <p>第11条 任期付常勤・短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。</p> | <p>1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」とあるのは「職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「職員でその職務の級が3級以上であるもの及び複数職種一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>(任期付常勤・短時間勤務職員の給与の特例)</p> <p>第11条 任期付常勤・短時間勤務職員には、次の給料表を適用する。</p> |

| 号 級 | 給 料 | 月額 | 円 |
|-----|---------|----|---------|
| 1 | 130,400 | 1 | 128,900 |
| 2 | 138,000 | 2 | 136,500 |
| 3 | 141,900 | 3 | 140,400 |
| 4 | 144,100 | 4 | 142,600 |
| 5 | 153,000 | 5 | 151,500 |
| 6 | 158,300 | 6 | 156,800 |
| 7 | 173,700 | 7 | 172,100 |
| 8 | 186,400 | 8 | 184,800 |
| 9 | 186,900 | 9 | 185,400 |

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|---------|----------|---------|----------|
| 10 | 192, 900 | 10 | 191, 400 |
| 11 | 199, 400 | 11 | 198, 000 |
| 12 | 205, 800 | 12 | 204, 600 |
| 13 | 237, 800 | 13 | 236, 600 |
| 14 | 246, 800 | 14 | 245, 800 |
| 15 | 250, 400 | 15 | 249, 500 |
| 16 | 253, 900 | 16 | 253, 000 |
| 17 | 262, 400 | 17 | 261, 600 |
| 18 | 268, 200 | 18 | 267, 500 |
| 2～4 (略) | | 2～4 (略) | |

4 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）※「現行」は、第3条による改正後のものとする。

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|---|---|------------------------|--|
| (特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等) | | (特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等) | |
| 第8条 (略) | | 第8条 (略) | |
| 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは | 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは | | |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| 「167.5」とあるのは「100分の167.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「職員でその職務の級が3級以上であるもの及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。 | 「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」と、同条第5項中「職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「職員でその職務の級が3級以上であるもの及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。 |

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市一般職の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(給与の内扱)
- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の寝屋川市一般職の職員の給与に基づいて支給された給与(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成29年寝屋川市条例第1号。以下「平成29年改正条例」という。)附則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。)又は第3条の規定による改正前の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成29年改正条例附則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成29年改正条例附則第4項の規定による給料を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成29年改正条例附則第4項の規定による給料を含む。)の内扱とみなす。
(委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

改正案

別表第1（第3条、第3条の2関係）

行政職給料表

| 職務 の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 給料月額 |
| 1 | 円 144,100 | 円 194,000 | 円 230,000 | 円 263,000 | 円 288,900 | 円 319,200 | 円 362,900 | 円 408,100 |
| 2 | 145,200 | 195,800 | 231,600 | 264,900 | 291,100 | 321,400 | 365,500 | 410,500 |
| 3 | 146,400 | 197,600 | 233,100 | 266,700 | 293,400 | 323,700 | 367,900 | 413,000 |
| 4 | 147,500 | 199,400 | 234,700 | 268,800 | 295,500 | 325,900 | 370,500 | 415,400 |
| 5 | 148,600 | 200,900 | 236,100 | 270,500 | 297,400 | 328,100 | 372,400 | 417,300 |
| 6 | 149,700 | 202,700 | 237,800 | 272,400 | 299,700 | 330,100 | 374,900 | 419,600 |
| 7 | 150,800 | 204,500 | 239,300 | 274,300 | 302,000 | 332,300 | 377,200 | 421,700 |
| 8 | 151,900 | 206,300 | 240,900 | 276,400 | 304,200 | 334,500 | 379,700 | 423,900 |
| 9 | 153,000 | 207,900 | 242,100 | 278,400 | 306,100 | 336,400 | 382,100 | 425,900 |
| 10 | 154,400 | 209,700 | 243,600 | 280,400 | 308,400 | 338,600 | 384,800 | 428,000 |
| 11 | 155,700 | 211,500 | 245,200 | 282,500 | 310,600 | 340,600 | 387,400 | 430,100 |
| 12 | 157,000 | 213,300 | 246,600 | 284,500 | 312,900 | 342,800 | 390,100 | 432,200 |
| 13 | 158,300 | 214,700 | 248,100 | 286,500 | 315,000 | 344,600 | 392,500 | 433,900 |
| 14 | 159,800 | 216,500 | 249,600 | 288,600 | 317,100 | 346,600 | 394,800 | 435,700 |
| 15 | 161,300 | 218,200 | 250,900 | 290,600 | 319,300 | 348,600 | 397,000 | 437,700 |
| 16 | 162,900 | 220,000 | 252,300 | 292,600 | 321,400 | 350,600 | 399,400 | 439,700 |
| 17 | 164,200 | 221,700 | 253,800 | 294,400 | 323,300 | 352,300 | 401,200 | 441,600 |
| 18 | 165,700 | 223,400 | 255,400 | 296,400 | 325,300 | 354,300 | 403,200 | 443,400 |
| 19 | 167,200 | 225,000 | 257,100 | 298,500 | 327,300 | 356,100 | 405,100 | 445,200 |
| 20 | 168,700 | 226,600 | 258,900 | 300,500 | 329,300 | 358,000 | 406,900 | 446,900 |
| 21 | 170,100 | 228,000 | 260,500 | 302,400 | 331,000 | 359,900 | 408,800 | 448,700 |
| 22 | 172,800 | 229,700 | 262,300 | 304,500 | 333,100 | 361,800 | 410,600 | 450,200 |
| 23 | 175,400 | 231,300 | 264,000 | 306,500 | 335,100 | 363,800 | 412,400 | 451,600 |
| 24 | 178,000 | 232,900 | 265,700 | 308,600 | 337,200 | 365,700 | 414,300 | 453,100 |
| 25 | 180,700 | 234,000 | 267,600 | 310,300 | 338,600 | 367,700 | 416,100 | 454,500 |
| 26 | 182,400 | 235,500 | 269,500 | 312,400 | 340,500 | 369,600 | 417,600 | 455,800 |
| 27 | 184,000 | 236,900 | 271,300 | 314,400 | 342,400 | 371,600 | 419,100 | 457,100 |
| 28 | 185,700 | 238,200 | 273,100 | 316,400 | 344,300 | 373,600 | 420,700 | 458,300 |
| 29 | 187,200 | 239,500 | 274,800 | 318,100 | 345,900 | 375,100 | 422,300 | 459,300 |
| 30 | 188,900 | 240,700 | 276,700 | 320,100 | 347,800 | 376,900 | 423,600 | 460,000 |
| 31 | 190,700 | 241,700 | 278,600 | 322,200 | 349,700 | 378,700 | 424,900 | 460,800 |
| 32 | 192,400 | 242,900 | 280,300 | 324,300 | 351,500 | 380,300 | 426,100 | 461,500 |
| 33 | 194,000 | 244,200 | 281,800 | 325,500 | 353,400 | 382,100 | 427,300 | 462,200 |
| 34 | 195,400 | 245,300 | 283,700 | 327,500 | 355,200 | 383,500 | 428,600 | 463,000 |
| 35 | 196,900 | 246,500 | 285,500 | 329,400 | 357,000 | 385,000 | 429,900 | 463,700 |
| 36 | 198,400 | 247,800 | 287,400 | 331,500 | 358,700 | 386,600 | 431,100 | 464,300 |
| 37 | 199,700 | 248,700 | 289,000 | 333,400 | 360,100 | 388,000 | 432,300 | 464,800 |
| 38 | 201,000 | 250,100 | 290,700 | 335,300 | 361,400 | 389,200 | 433,100 | 465,400 |
| 39 | 202,200 | 251,500 | 292,500 | 337,300 | 362,800 | 390,400 | 433,900 | 466,000 |
| 40 | 203,500 | 252,900 | 294,300 | 339,200 | 364,200 | 391,500 | 434,700 | 466,600 |
| 41 | 204,800 | 254,300 | 295,800 | 341,100 | 365,500 | 392,600 | 435,300 | 467,100 |
| 42 | 206,100 | 255,700 | 297,500 | 343,000 | 366,400 | 393,800 | 436,000 | 467,600 |
| 43 | 207,400 | 257,100 | 299,000 | 344,800 | 367,500 | 395,000 | 436,700 | 468,000 |

| | | | | | | | | |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 44 | 208, 700 | 258, 400 | 300, 600 | 346, 700 | 368, 600 | 396, 100 | 437, 400 | 468, 300 |
| 45 | 209, 800 | 259, 600 | 302, 200 | 348, 200 | 369, 400 | 396, 800 | 438, 200 | 468, 600 |
| 46 | 211, 100 | 260, 900 | 303, 900 | 349, 600 | 370, 300 | 397, 500 | 439, 000 | |
| 47 | 212, 400 | 262, 300 | 305, 500 | 351, 100 | 371, 200 | 398, 200 | 439, 400 | |
| 48 | 213, 700 | 263, 600 | 307, 200 | 352, 600 | 372, 100 | 398, 900 | 440, 100 | |
| 49 | 214, 800 | 264, 700 | 308, 100 | 354, 200 | 373, 000 | 399, 500 | 440, 600 | |
| 50 | 215, 900 | 265, 800 | 309, 600 | 355, 000 | 373, 800 | 400, 100 | 441, 000 | |
| 51 | 216, 900 | 267, 100 | 311, 100 | 356, 200 | 374, 600 | 400, 600 | 441, 400 | |
| 52 | 218, 000 | 268, 400 | 312, 700 | 357, 200 | 375, 400 | 401, 000 | 441, 800 | |
| 53 | 219, 100 | 269, 400 | 314, 300 | 358, 100 | 376, 100 | 401, 400 | 442, 200 | |
| 54 | 220, 100 | 270, 500 | 315, 900 | 359, 200 | 376, 800 | 401, 700 | 442, 600 | |
| 55 | 221, 000 | 271, 800 | 317, 500 | 360, 100 | 377, 500 | 402, 000 | 443, 000 | |
| 56 | 222, 000 | 273, 100 | 319, 000 | 361, 200 | 378, 200 | 402, 300 | 443, 300 | |
| 57 | 222, 400 | 274, 000 | 320, 500 | 362, 100 | 378, 700 | 402, 600 | 443, 600 | |
| 58 | 223, 300 | 275, 000 | 321, 700 | 362, 800 | 379, 300 | 402, 900 | 444, 000 | |
| 59 | 224, 100 | 275, 900 | 322, 900 | 363, 500 | 379, 900 | 403, 200 | 444, 300 | |
| 60 | 224, 900 | 277, 000 | 324, 100 | 364, 200 | 380, 600 | 403, 500 | 444, 600 | |
| 61 | 225, 600 | 278, 100 | 324, 800 | 364, 600 | 381, 000 | 403, 800 | 444, 900 | |
| 62 | 226, 600 | 279, 100 | 325, 700 | 365, 200 | 381, 700 | 404, 100 | | |
| 63 | 227, 400 | 280, 000 | 326, 500 | 365, 900 | 382, 300 | 404, 400 | | |
| 64 | 228, 300 | 281, 000 | 327, 300 | 366, 600 | 382, 900 | 404, 700 | | |
| 65 | 229, 000 | 281, 500 | 328, 200 | 366, 900 | 383, 300 | 405, 000 | | |
| 66 | 229, 800 | 282, 400 | 328, 600 | 367, 600 | 383, 900 | 405, 300 | | |
| 67 | 230, 700 | 283, 100 | 329, 300 | 368, 300 | 384, 500 | 405, 600 | | |
| 68 | 231, 700 | 284, 000 | 330, 100 | 369, 000 | 385, 100 | 405, 900 | | |
| 69 | 232, 400 | 285, 000 | 330, 900 | 369, 300 | 385, 500 | 406, 100 | | |
| 70 | 233, 100 | 285, 800 | 331, 600 | 369, 900 | 386, 000 | 406, 400 | | |
| 71 | 233, 700 | 286, 600 | 332, 300 | 370, 600 | 386, 500 | 406, 700 | | |
| 72 | 234, 500 | 287, 400 | 333, 000 | 371, 200 | 387, 100 | 407, 000 | | |
| 73 | 235, 300 | 288, 200 | 333, 500 | 371, 500 | 387, 400 | 407, 200 | | |
| 74 | 236, 000 | 288, 700 | 334, 100 | 372, 100 | 387, 800 | 407, 500 | | |
| 75 | 236, 700 | 289, 100 | 334, 600 | 372, 800 | 388, 200 | 407, 800 | | |
| 76 | 237, 300 | 289, 600 | 335, 200 | 373, 400 | 388, 600 | 408, 000 | | |
| 77 | 238, 000 | 289, 800 | 335, 500 | 373, 800 | 388, 900 | 408, 200 | | |
| 78 | 238, 800 | 290, 100 | 336, 000 | 374, 300 | 389, 200 | 408, 500 | | |
| 79 | 239, 600 | 290, 300 | 336, 400 | 374, 900 | 389, 500 | 408, 800 | | |
| 80 | 240, 300 | 290, 700 | 336, 900 | 375, 400 | 389, 800 | 409, 000 | | |
| 81 | 240, 800 | 290, 900 | 337, 300 | 375, 900 | 390, 000 | 409, 200 | | |
| 82 | 241, 500 | 291, 100 | 337, 800 | 376, 500 | 390, 300 | 409, 500 | | |
| 83 | 242, 200 | 291, 500 | 338, 300 | 377, 000 | 390, 600 | 409, 800 | | |
| 84 | 242, 900 | 291, 800 | 338, 800 | 377, 300 | 390, 800 | 410, 000 | | |
| 85 | 243, 500 | 292, 100 | 339, 100 | 377, 700 | 391, 000 | 410, 200 | | |
| 86 | 244, 200 | 292, 400 | 339, 500 | 378, 200 | 391, 300 | | | |
| 87 | 244, 900 | 292, 700 | 340, 000 | 378, 600 | 391, 600 | | | |
| 88 | 245, 600 | 293, 100 | 340, 400 | 379, 000 | 391, 800 | | | |
| 89 | 246, 100 | 293, 400 | 340, 700 | 379, 400 | 392, 000 | | | |
| 90 | 246, 600 | 293, 800 | 341, 100 | 379, 900 | 392, 300 | | | |
| 91 | 246, 900 | 294, 100 | 341, 600 | 380, 300 | 392, 600 | | | |
| 92 | 247, 300 | 294, 500 | 342, 000 | 380, 700 | 392, 800 | | | |
| 93 | 247, 600 | 294, 700 | 342, 200 | 381, 000 | 393, 000 | | | |
| 94 | | 294, 900 | 342, 600 | | | | | |
| 95 | | 295, 200 | 343, 100 | | | | | |
| 96 | | 295, 600 | 343, 500 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-------|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 97 | | 295,800 | 343,700 | | | | | | |
| 98 | | 296,100 | 344,100 | | | | | | |
| 99 | | 296,500 | 344,500 | | | | | | |
| 100 | | 296,900 | 344,800 | | | | | | |
| 101 | | 297,100 | 345,100 | | | | | | |
| 102 | | 297,400 | 345,500 | | | | | | |
| 103 | | 297,800 | 345,900 | | | | | | |
| 104 | | 298,100 | 346,300 | | | | | | |
| 105 | | 298,300 | 346,800 | | | | | | |
| 106 | | 298,600 | 347,200 | | | | | | |
| 107 | | 299,000 | 347,600 | | | | | | |
| 108 | | 299,300 | 348,000 | | | | | | |
| 109 | | 299,500 | 348,500 | | | | | | |
| 110 | | 299,900 | 348,900 | | | | | | |
| 111 | | 300,300 | 349,200 | | | | | | |
| 112 | | 300,600 | 349,500 | | | | | | |
| 113 | | 300,800 | 350,000 | | | | | | |
| 114 | | 301,000 | | | | | | | |
| 115 | | 301,300 | | | | | | | |
| 116 | | 301,700 | | | | | | | |
| 117 | | 301,900 | | | | | | | |
| 118 | | 302,100 | | | | | | | |
| 119 | | 302,400 | | | | | | | |
| 120 | | 302,700 | | | | | | | |
| 121 | | 303,100 | | | | | | | |
| 122 | | 303,300 | | | | | | | |
| 123 | | 303,600 | | | | | | | |
| 124 | | 303,900 | | | | | | | |
| 125 | | 304,200 | | | | | | | |
| 再任用職員 | | 187,700 | 215,200 | 215,200 | 215,200 | 255,200 | 274,600 | 289,700 | 315,100 |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第26条の2に規定する職員を除く。

現行

別表第1（第3条、第3条の2関係）
行政職給料表

| 職務 の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 給料月額 |
| 1 | 円 142,600 | 円 192,700 | 円 228,900 | 円 262,000 | 円 288,000 | 円 318,500 | 円 362,300 | 円 407,700 |
| 2 | 143,700 | 194,500 | 230,500 | 263,900 | 290,200 | 320,700 | 364,900 | 410,100 |
| 3 | 144,900 | 196,300 | 232,000 | 265,700 | 292,500 | 323,000 | 367,400 | 412,600 |
| 4 | 146,000 | 198,100 | 233,600 | 267,800 | 294,600 | 325,200 | 370,000 | 415,000 |
| 5 | 147,100 | 199,700 | 235,100 | 269,600 | 296,600 | 327,400 | 371,900 | 416,900 |
| 6 | 148,200 | 201,500 | 236,800 | 271,500 | 298,900 | 329,400 | 374,400 | 419,200 |
| 7 | 149,300 | 203,300 | 238,300 | 273,400 | 301,200 | 331,600 | 376,700 | 421,300 |
| 8 | 150,400 | 205,100 | 239,900 | 275,500 | 303,400 | 333,800 | 379,200 | 423,500 |
| 9 | 151,500 | 206,800 | 241,200 | 277,600 | 305,400 | 335,800 | 381,700 | 425,500 |
| 10 | 152,900 | 208,600 | 242,700 | 279,600 | 307,700 | 338,000 | 384,400 | 427,600 |
| 11 | 154,200 | 210,400 | 244,300 | 281,700 | 309,900 | 340,000 | 387,000 | 429,700 |
| 12 | 155,500 | 212,200 | 245,700 | 283,700 | 312,200 | 342,200 | 389,700 | 431,800 |
| 13 | 156,800 | 213,600 | 247,200 | 285,700 | 314,300 | 344,000 | 392,100 | 433,500 |
| 14 | 158,300 | 215,400 | 248,700 | 287,800 | 316,400 | 346,000 | 394,400 | 435,300 |
| 15 | 159,800 | 217,100 | 250,000 | 289,800 | 318,600 | 348,100 | 396,600 | 437,300 |
| 16 | 161,400 | 218,900 | 251,400 | 291,800 | 320,700 | 350,100 | 399,000 | 439,300 |
| 17 | 162,700 | 220,600 | 252,900 | 293,700 | 322,700 | 351,800 | 400,800 | 441,200 |
| 18 | 164,200 | 222,300 | 254,600 | 295,700 | 324,700 | 353,800 | 402,800 | 443,000 |
| 19 | 165,700 | 223,900 | 256,300 | 297,800 | 326,700 | 355,600 | 404,700 | 444,800 |
| 20 | 167,200 | 225,500 | 258,100 | 299,800 | 328,700 | 357,500 | 406,500 | 446,500 |
| 21 | 168,600 | 227,000 | 259,700 | 301,800 | 330,500 | 359,500 | 408,400 | 448,300 |
| 22 | 171,300 | 228,700 | 261,500 | 303,900 | 332,600 | 361,400 | 410,200 | 449,800 |
| 23 | 173,900 | 230,300 | 263,200 | 305,900 | 334,600 | 363,400 | 412,000 | 451,200 |
| 24 | 176,500 | 231,900 | 264,900 | 308,000 | 336,700 | 365,300 | 413,900 | 452,700 |
| 25 | 179,200 | 233,100 | 266,900 | 309,700 | 338,100 | 367,300 | 415,700 | 454,100 |
| 26 | 180,900 | 234,600 | 268,800 | 311,800 | 340,000 | 369,200 | 417,200 | 455,400 |
| 27 | 182,600 | 236,000 | 270,600 | 313,800 | 341,900 | 371,200 | 418,700 | 456,700 |
| 28 | 184,300 | 237,300 | 272,400 | 315,800 | 343,800 | 373,200 | 420,300 | 457,900 |
| 29 | 185,800 | 238,600 | 274,100 | 317,600 | 345,500 | 374,700 | 421,900 | 458,900 |
| 30 | 187,600 | 239,800 | 276,000 | 319,600 | 347,400 | 376,500 | 423,200 | 459,600 |
| 31 | 189,400 | 240,800 | 277,900 | 321,700 | 349,300 | 378,300 | 424,500 | 460,400 |
| 32 | 191,100 | 242,000 | 279,600 | 323,800 | 351,100 | 379,900 | 425,700 | 461,100 |
| 33 | 192,700 | 243,300 | 281,200 | 325,100 | 353,000 | 381,700 | 426,900 | 461,800 |
| 34 | 194,200 | 244,500 | 283,100 | 327,100 | 354,800 | 383,100 | 428,200 | 462,600 |
| 35 | 195,700 | 245,700 | 284,900 | 329,000 | 356,600 | 384,600 | 429,500 | 463,300 |
| 36 | 197,200 | 247,000 | 286,800 | 331,100 | 358,300 | 386,200 | 430,700 | 463,900 |
| 37 | 198,500 | 247,900 | 288,400 | 333,000 | 359,700 | 387,600 | 431,900 | 464,400 |
| 38 | 199,800 | 249,300 | 290,100 | 334,900 | 361,000 | 388,800 | 432,700 | 465,000 |
| 39 | 201,100 | 250,700 | 291,900 | 336,900 | 362,400 | 390,000 | 433,500 | 465,600 |
| 40 | 202,400 | 252,200 | 293,700 | 338,800 | 363,800 | 391,100 | 434,300 | 466,200 |
| 41 | 203,700 | 253,600 | 295,300 | 340,700 | 365,100 | 392,200 | 434,900 | 466,700 |
| 42 | 205,000 | 255,000 | 297,000 | 342,600 | 366,000 | 393,400 | 435,600 | 467,200 |
| 43 | 206,300 | 256,400 | 298,500 | 344,400 | 367,100 | 394,600 | 436,300 | 467,600 |

| | | | | | | | | |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 44 | 207, 600 | 257, 700 | 300, 100 | 346, 300 | 368, 200 | 395, 700 | 437, 000 | 467, 900 |
| 45 | 208, 800 | 258, 900 | 301, 700 | 347, 800 | 369, 000 | 396, 400 | 437, 800 | 468, 200 |
| 46 | 210, 100 | 260, 200 | 303, 400 | 349, 200 | 369, 900 | 397, 100 | 438, 600 | |
| 47 | 211, 400 | 261, 600 | 305, 000 | 350, 700 | 370, 800 | 397, 800 | 439, 000 | |
| 48 | 212, 700 | 262, 900 | 306, 700 | 352, 200 | 371, 700 | 398, 500 | 439, 700 | |
| 49 | 213, 800 | 264, 100 | 307, 700 | 353, 800 | 372, 600 | 399, 100 | 440, 200 | |
| 50 | 214, 900 | 265, 200 | 309, 200 | 354, 600 | 373, 400 | 399, 700 | 440, 600 | |
| 51 | 215, 900 | 266, 500 | 310, 700 | 355, 800 | 374, 200 | 400, 200 | 441, 000 | |
| 52 | 217, 000 | 267, 800 | 312, 300 | 356, 800 | 375, 000 | 400, 600 | 441, 400 | |
| 53 | 218, 100 | 268, 800 | 313, 900 | 357, 700 | 375, 700 | 401, 000 | 441, 800 | |
| 54 | 219, 100 | 269, 900 | 315, 500 | 358, 800 | 376, 400 | 401, 300 | 442, 200 | |
| 55 | 220, 000 | 271, 200 | 317, 100 | 359, 700 | 377, 100 | 401, 600 | 442, 600 | |
| 56 | 221, 000 | 272, 500 | 318, 600 | 360, 800 | 377, 800 | 401, 900 | 442, 900 | |
| 57 | 221, 500 | 273, 500 | 320, 100 | 361, 700 | 378, 300 | 402, 200 | 443, 200 | |
| 58 | 222, 400 | 274, 500 | 321, 300 | 362, 400 | 378, 900 | 402, 500 | 443, 600 | |
| 59 | 223, 200 | 275, 400 | 322, 500 | 363, 100 | 379, 500 | 402, 800 | 443, 900 | |
| 60 | 224, 100 | 276, 500 | 323, 700 | 363, 800 | 380, 200 | 403, 100 | 444, 200 | |
| 61 | 224, 800 | 277, 600 | 324, 400 | 364, 200 | 380, 600 | 403, 400 | 444, 500 | |
| 62 | 225, 800 | 278, 600 | 325, 300 | 364, 800 | 381, 300 | 403, 700 | | |
| 63 | 226, 600 | 279, 500 | 326, 100 | 365, 500 | 381, 900 | 404, 000 | | |
| 64 | 227, 500 | 280, 500 | 326, 900 | 366, 200 | 382, 500 | 404, 300 | | |
| 65 | 228, 200 | 281, 100 | 327, 800 | 366, 500 | 382, 900 | 404, 600 | | |
| 66 | 229, 000 | 282, 000 | 328, 200 | 367, 200 | 383, 500 | 404, 900 | | |
| 67 | 229, 900 | 282, 700 | 328, 900 | 367, 900 | 384, 100 | 405, 200 | | |
| 68 | 231, 000 | 283, 600 | 329, 700 | 368, 600 | 384, 700 | 405, 500 | | |
| 69 | 231, 700 | 284, 600 | 330, 500 | 368, 900 | 385, 100 | 405, 700 | | |
| 70 | 232, 400 | 285, 400 | 331, 200 | 369, 500 | 385, 600 | 406, 000 | | |
| 71 | 233, 000 | 286, 200 | 331, 900 | 370, 200 | 386, 100 | 406, 300 | | |
| 72 | 233, 800 | 287, 000 | 332, 600 | 370, 800 | 386, 700 | 406, 600 | | |
| 73 | 234, 600 | 287, 800 | 333, 100 | 371, 100 | 387, 000 | 406, 800 | | |
| 74 | 235, 300 | 288, 300 | 333, 700 | 371, 700 | 387, 400 | 407, 100 | | |
| 75 | 236, 000 | 288, 700 | 334, 200 | 372, 400 | 387, 800 | 407, 400 | | |
| 76 | 236, 600 | 289, 200 | 334, 800 | 373, 000 | 388, 200 | 407, 600 | | |
| 77 | 237, 300 | 289, 300 | 335, 100 | 373, 400 | 388, 500 | 407, 800 | | |
| 78 | 238, 100 | 289, 700 | 335, 600 | 373, 900 | 388, 800 | 408, 100 | | |
| 79 | 238, 900 | 289, 900 | 336, 000 | 374, 500 | 389, 100 | 408, 400 | | |
| 80 | 239, 600 | 290, 300 | 336, 500 | 375, 000 | 389, 400 | 408, 600 | | |
| 81 | 240, 200 | 290, 500 | 336, 900 | 375, 500 | 389, 600 | 408, 800 | | |
| 82 | 240, 900 | 290, 700 | 337, 400 | 376, 100 | 389, 900 | 409, 100 | | |
| 83 | 241, 600 | 291, 100 | 337, 900 | 376, 600 | 390, 200 | 409, 400 | | |
| 84 | 242, 300 | 291, 400 | 338, 400 | 376, 900 | 390, 400 | 409, 600 | | |
| 85 | 242, 900 | 291, 700 | 338, 700 | 377, 300 | 390, 600 | 409, 800 | | |
| 86 | 243, 600 | 292, 000 | 339, 100 | 377, 800 | 390, 900 | | | |
| 87 | 244, 300 | 292, 300 | 339, 600 | 378, 200 | 391, 200 | | | |
| 88 | 245, 000 | 292, 700 | 340, 000 | 378, 600 | 391, 400 | | | |
| 89 | 245, 600 | 293, 000 | 340, 300 | 379, 000 | 391, 600 | | | |
| 90 | 246, 100 | 293, 400 | 340, 700 | 379, 500 | 391, 900 | | | |
| 91 | 246, 400 | 293, 700 | 341, 200 | 379, 900 | 392, 200 | | | |
| 92 | 246, 800 | 294, 100 | 341, 600 | 380, 300 | 392, 400 | | | |
| 93 | 247, 100 | 294, 200 | 341, 800 | 380, 600 | 392, 600 | | | |
| 94 | | 294, 400 | 342, 200 | | | | | |
| 95 | | 294, 800 | 342, 700 | | | | | |
| 96 | | 295, 200 | 343, 100 | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 97 | | 295, 400 | 343, 200 | | | | | |
| 98 | | 295, 700 | 343, 700 | | | | | |
| 99 | | 296, 100 | 344, 100 | | | | | |
| 100 | | 296, 500 | 344, 400 | | | | | |
| 101 | | 296, 700 | 344, 700 | | | | | |
| 102 | | 297, 000 | 345, 100 | | | | | |
| 103 | | 297, 400 | 345, 500 | | | | | |
| 104 | | 297, 700 | 345, 900 | | | | | |
| 105 | | 297, 900 | 346, 400 | | | | | |
| 106 | | 298, 200 | 346, 800 | | | | | |
| 107 | | 298, 600 | 347, 200 | | | | | |
| 108 | | 298, 900 | 347, 600 | | | | | |
| 109 | | 299, 100 | 348, 100 | | | | | |
| 110 | | 299, 500 | 348, 500 | | | | | |
| 111 | | 299, 900 | 348, 800 | | | | | |
| 112 | | 300, 200 | 349, 100 | | | | | |
| 113 | | 300, 300 | 349, 600 | | | | | |
| 114 | | 300, 600 | | | | | | |
| 115 | | 300, 900 | | | | | | |
| 116 | | 301, 300 | | | | | | |
| 117 | | 301, 500 | | | | | | |
| 118 | | 301, 700 | | | | | | |
| 119 | | 302, 000 | | | | | | |
| 120 | | 302, 300 | | | | | | |
| 121 | | 302, 700 | | | | | | |
| 122 | | 302, 900 | | | | | | |
| 123 | | 303, 200 | | | | | | |
| 124 | | 303, 500 | | | | | | |
| 125 | | 303, 800 | | | | | | |
| 再任用職員 | 187, 300 | 214, 800 | 214, 800 | 214, 800 | 254, 800 | 274, 200 | 289, 300 | 314, 700 |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第26条の2に規定する職員を除く。

改正案

別表第2（第3条、第3条の2関係）

医療職給料表

| 職務 の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 1 | 円 247,900 | 円 333,100 | 円 397,900 | 円 471,700 |
| 2 | 250,400 | 336,100 | 400,800 | 474,000 |
| 3 | 252,900 | 339,000 | 403,700 | 476,200 |
| 4 | 255,400 | 342,000 | 406,500 | 478,500 |
| 5 | 257,600 | 344,700 | 409,100 | 480,700 |
| 6 | 261,400 | 348,000 | 411,800 | 482,900 |
| 7 | 265,200 | 351,100 | 414,600 | 485,100 |
| 8 | 269,000 | 354,200 | 417,300 | 487,300 |
| 9 | 272,600 | 357,000 | 419,500 | 489,300 |
| 10 | 276,600 | 359,900 | 422,200 | 491,400 |
| 11 | 280,600 | 363,000 | 424,800 | 493,500 |
| 12 | 284,600 | 366,200 | 427,500 | 495,600 |
| 13 | 288,400 | 369,100 | 429,900 | 497,700 |
| 14 | 292,400 | 372,700 | 432,400 | 499,800 |
| 15 | 296,300 | 375,900 | 434,800 | 501,900 |
| 16 | 300,200 | 379,600 | 437,300 | 504,000 |
| 17 | 303,900 | 383,200 | 439,300 | 506,100 |
| 18 | 307,500 | 385,900 | 441,700 | 508,100 |
| 19 | 311,000 | 388,700 | 444,000 | 510,100 |
| 20 | 314,600 | 391,400 | 446,400 | 512,100 |
| 21 | 318,200 | 394,200 | 447,900 | 513,900 |
| 22 | 321,900 | 396,800 | 450,300 | 515,700 |
| 23 | 325,400 | 399,400 | 452,600 | 517,600 |
| 24 | 328,900 | 401,800 | 454,900 | 519,500 |
| 25 | 332,400 | 403,800 | 456,900 | 521,200 |
| 26 | 335,200 | 406,100 | 459,200 | 523,000 |
| 27 | 337,800 | 408,300 | 461,400 | 524,800 |
| 28 | 340,400 | 410,600 | 463,700 | 526,600 |
| 29 | 343,200 | 412,900 | 465,800 | 528,200 |
| 30 | 345,300 | 415,000 | 468,100 | 530,000 |
| 31 | 347,500 | 417,000 | 470,400 | 531,800 |
| 32 | 349,900 | 419,100 | 472,600 | 533,600 |
| 33 | 352,100 | 421,000 | 474,600 | 535,200 |
| 34 | 354,500 | 422,800 | 476,700 | 537,000 |
| 35 | 356,700 | 424,600 | 478,800 | 538,700 |
| 36 | 359,200 | 426,600 | 480,900 | 540,500 |
| 37 | 361,400 | 428,500 | 483,000 | 542,100 |
| 38 | 363,800 | 430,500 | 484,800 | 543,700 |
| 39 | 366,200 | 432,400 | 486,600 | 545,100 |
| 40 | 368,400 | 434,400 | 488,400 | 546,700 |
| 41 | 370,700 | 436,200 | 490,100 | 548,200 |
| 42 | 372,100 | 438,000 | 491,900 | 549,600 |
| 43 | 373,600 | 439,700 | 493,700 | 551,000 |
| 44 | 375,000 | 441,500 | 495,500 | 552,300 |
| 45 | 376,200 | 443,300 | 497,100 | 553,500 |

| | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 46 | 377, 600 | 445, 100 | 498, 800 | 554, 500 |
| 47 | 379, 100 | 446, 900 | 500, 600 | 555, 500 |
| 48 | 380, 600 | 448, 600 | 502, 400 | 556, 500 |
| 49 | 381, 700 | 450, 400 | 504, 000 | 557, 500 |
| 50 | 382, 700 | 452, 100 | 505, 300 | 558, 400 |
| 51 | 383, 700 | 453, 900 | 506, 600 | 559, 300 |
| 52 | 384, 500 | 455, 700 | 507, 900 | 560, 200 |
| 53 | 385, 400 | 457, 600 | 508, 900 | 561, 000 |
| 54 | 386, 300 | 458, 800 | 510, 200 | 561, 900 |
| 55 | 387, 000 | 460, 000 | 511, 500 | 562, 800 |
| 56 | 387, 900 | 461, 200 | 512, 800 | 563, 700 |
| 57 | 388, 600 | 462, 400 | 513, 800 | 564, 600 |
| 58 | 389, 500 | 463, 400 | 514, 600 | 565, 500 |
| 59 | 390, 300 | 464, 400 | 515, 400 | 566, 400 |
| 60 | 391, 100 | 465, 400 | 516, 200 | 567, 100 |
| 61 | 391, 600 | 466, 200 | 517, 100 | 568, 000 |
| 62 | 392, 100 | 466, 900 | 517, 900 | 568, 900 |
| 63 | 392, 500 | 467, 600 | 518, 800 | 569, 800 |
| 64 | 393, 000 | 468, 300 | 519, 600 | 570, 700 |
| 65 | 393, 300 | 469, 000 | 520, 500 | 571, 600 |
| 66 | | 469, 700 | 521, 400 | |
| 67 | | 470, 400 | 522, 100 | |
| 68 | | 471, 000 | 523, 000 | |
| 69 | | 471, 300 | 523, 900 | |
| 70 | | 472, 000 | 524, 700 | |
| 71 | | 472, 700 | 525, 600 | |
| 72 | | 473, 400 | 526, 500 | |
| 73 | | 473, 800 | 527, 300 | |
| 74 | | 474, 400 | 528, 200 | |
| 75 | | 475, 100 | 529, 100 | |
| 76 | | 475, 800 | 529, 800 | |
| 77 | | 476, 200 | 530, 600 | |
| 78 | | 476, 800 | 531, 500 | |
| 79 | | 477, 400 | 532, 400 | |
| 80 | | 477, 900 | 533, 300 | |
| 81 | | 478, 500 | 534, 100 | |
| 82 | | 479, 000 | 535, 000 | |
| 83 | | 479, 500 | 535, 900 | |
| 84 | | 480, 000 | 536, 800 | |
| 85 | | 480, 400 | 537, 600 | |
| 86 | | 481, 000 | 538, 500 | |
| 87 | | 481, 400 | 539, 400 | |
| 88 | | 481, 900 | 540, 300 | |
| 89 | | 482, 400 | 541, 100 | |
| 90 | | 483, 000 | | |
| 91 | | 483, 600 | | |
| 92 | | 484, 000 | | |
| 93 | | 484, 500 | | |
| 94 | | 485, 100 | | |
| 95 | | 485, 700 | | |
| 96 | | 486, 300 | | |
| 97 | | 486, 800 | | |
| 再任用 職員 | 296, 200 | 338, 600 | 393, 000 | 466, 000 |

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

現行

別表第2（第3条、第3条の2関係）

医療職給料表

| 職務 の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| .1 | 円 246,400 | 円 331,800 | 円 396,700 | 円 471,100 |
| 2 | 248,900 | 334,800 | 399,600 | 473,400 |
| 3 | 251,400 | 337,700 | 402,500 | 475,600 |
| 4 | 253,900 | 340,700 | 405,300 | 477,900 |
| 5 | 256,200 | 343,400 | 408,000 | 480,200 |
| 6 | 260,000 | 346,700 | 410,700 | 482,400 |
| 7 | 263,800 | 349,800 | 413,500 | 484,600 |
| 8 | 267,600 | 352,900 | 416,200 | 486,800 |
| 9 | 271,200 | 355,700 | 418,600 | 488,800 |
| 10 | 275,200 | 358,600 | 421,300 | 490,900 |
| 11 | 279,200 | 361,700 | 423,900 | 493,000 |
| 12 | 283,200 | 364,900 | 426,600 | 495,100 |
| 13 | 287,000 | 367,900 | 429,000 | 497,200 |
| 14 | 291,000 | 371,500 | 431,500 | 499,300 |
| 15 | 294,900 | 374,700 | 433,900 | 501,400 |
| 16 | 298,800 | 378,400 | 436,400 | 503,500 |
| 17 | 302,600 | 382,000 | 438,500 | 505,600 |
| 18 | 306,200 | 384,700 | 440,900 | 507,600 |
| 19 | 309,700 | 387,500 | 443,200 | 509,600 |
| 20 | 313,300 | 390,200 | 445,600 | 511,600 |
| 21 | 316,900 | 393,100 | 447,200 | 513,400 |
| 22 | 320,600 | 395,700 | 449,600 | 515,200 |
| 23 | 324,100 | 398,300 | 452,000 | 517,100 |
| 24 | 327,600 | 400,700 | 454,300 | 519,000 |
| 25 | 331,100 | 402,900 | 456,300 | 520,700 |
| 26 | 333,900 | 405,200 | 458,600 | 522,500 |
| 27 | 336,500 | 407,400 | 460,800 | 524,300 |
| 28 | 339,100 | 409,700 | 463,100 | 526,100 |
| 29 | 341,900 | 412,000 | 465,300 | 527,800 |
| 30 | 344,000 | 414,100 | 467,600 | 529,600 |
| 31 | 346,200 | 416,100 | 469,900 | 531,400 |
| 32 | 348,600 | 418,200 | 472,100 | 533,200 |
| 33 | 350,900 | 420,200 | 474,100 | 534,800 |
| 34 | 353,300 | 422,100 | 476,200 | 536,600 |
| 35 | 355,500 | 423,900 | 478,300 | 538,300 |
| 36 | 358,000 | 425,900 | 480,400 | 540,100 |
| 37 | 360,400 | 427,800 | 482,500 | 541,700 |
| 38 | 362,800 | 429,800 | 484,300 | 543,300 |
| 39 | 365,200 | 431,800 | 486,100 | 544,700 |
| 40 | 367,400 | 433,800 | 487,900 | 546,300 |
| 41 | 369,700 | 435,600 | 489,600 | 547,800 |
| 42 | 371,100 | 437,400 | 491,400 | 549,200 |
| 43 | 372,600 | 439,100 | 493,200 | 550,600 |
| 44 | 374,000 | 440,900 | 495,000 | 551,900 |
| 45 | 375,300 | 442,800 | 496,600 | 553,100 |

| | | | | |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 46 | 376, 700 | 444, 600 | 498, 300 | 554, 100 |
| 47 | 378, 200 | 446, 400 | 500, 100 | 555, 100 |
| 48 | 379, 700 | 448, 100 | 501, 900 | 556, 100 |
| 49 | 380, 900 | 449, 900 | 503, 500 | 557, 100 |
| 50 | 381, 900 | 451, 600 | 504, 800 | 558, 000 |
| 51 | 382, 900 | 453, 400 | 506, 100 | 558, 900 |
| 52 | 383, 800 | 455, 200 | 507, 400 | 559, 800 |
| 53 | 384, 700 | 457, 100 | 508, 500 | 560, 600 |
| 54 | 385, 600 | 458, 300 | 509, 800 | 561, 500 |
| 55 | 386, 300 | 459, 500 | 511, 100 | 562, 400 |
| 56 | 387, 200 | 460, 700 | 512, 400 | 563, 300 |
| 57 | 388, 000 | 461, 900 | 513, 400 | 564, 200 |
| 58 | 388, 900 | 462, 900 | 514, 200 | 565, 100 |
| 59 | 389, 700 | 463, 900 | 515, 000 | 566, 000 |
| 60 | 390, 500 | 464, 900 | 515, 800 | 566, 700 |
| 61 | 391, 100 | 465, 700 | 516, 700 | 567, 600 |
| 62 | 391, 600 | 466, 400 | 517, 500 | 568, 500 |
| 63 | 392, 000 | 467, 100 | 518, 400 | 569, 400 |
| 64 | 392, 500 | 467, 800 | 519, 200 | 570, 300 |
| 65 | 392, 800 | 468, 500 | 520, 100 | 571, 200 |
| 66 | | 469, 200 | 521, 000 | |
| 67 | | 469, 900 | 521, 700 | |
| 68 | | 470, 600 | 522, 600 | |
| 69 | | 470, 900 | 523, 500 | |
| 70 | | 471, 600 | 524, 300 | |
| 71 | | 472, 300 | 525, 200 | |
| 72 | | 473, 000 | 526, 100 | |
| 73 | | 473, 400 | 526, 900 | |
| 74 | | 474, 000 | 527, 800 | |
| 75 | | 474, 700 | 528, 700 | |
| 76 | | 475, 400 | 529, 400 | |
| 77 | | 475, 800 | 530, 200 | |
| 78 | | 476, 400 | 531, 100 | |
| 79 | | 477, 000 | 532, 000 | |
| 80 | | 477, 500 | 532, 900 | |
| 81 | | 478, 100 | 533, 700 | |
| 82 | | 478, 600 | 534, 600 | |
| 83 | | 479, 100 | 535, 500 | |
| 84 | | 479, 600 | 536, 400 | |
| 85 | | 480, 000 | 537, 200 | |
| 86 | | 480, 600 | 538, 100 | |
| 87 | | 481, 000 | 539, 000 | |
| 88 | | 481, 500 | 539, 900 | |
| 89 | | 482, 000 | 540, 700 | |
| 90 | | 482, 600 | | |
| 91 | | 483, 200 | | |
| 92 | | 483, 600 | | |
| 93 | | 484, 100 | | |
| 94 | | 484, 700 | | |
| 95 | | 485, 300 | | |
| 96 | | 485, 900 | | |
| 97 | | 486, 400 | | |
| 再任用職員 | 295, 800 | 338, 200 | 392, 600 | 465, 600 |

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 改正理由

一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の改定を行うため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第1条〕

期末手当の改定（第5条関係）

12月期の支給割合を100分の232.5とする。

(2) 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第2条〕

期末手当の改定（第5条関係）

6月期と12月期の支給割合をそれぞれ100分の222.5とする。

(3) 附則

ア 施行期日

公布の日。ただし、(2)は、平成31年4月1日

イ 適用及び手当の内払

(1)は、平成30年12月1日から適用し、改正前の条例に基づいて支給された手当は、改正後の条例による手当の内払とみなす。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

期末手当の支給割合

特別職の職員

| | 現 行 | | | 平成30年度 | | | 平成31年度以降 | | |
|------|-------|----|-------|--------|----|-------|----------|----|-------|
| | 期末 | 勤勉 | 計 | 期末 | 勤勉 | 計 | 期末 | 勤勉 | 計 |
| 6月期 | 2.125 | - | 2.125 | 2.125 | - | 2.125 | 2.225 | - | 2.225 |
| 12月期 | 2.275 | - | 2.275 | 2.325 | - | 2.325 | 2.225 | - | 2.225 |
| 計 | 4.40 | - | 4.40 | 4.45 | - | 4.45 | 4.45 | - | 4.45 |

※ 議会の議員の期末手当については、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の規定が準用される。

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

No.1

1 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（第1条関係）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| (期末手当) 第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 2・3（略） | (期末手当) 第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には <u>100分の227.5</u> を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 2・3（略） |

2 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（第2条関係）※「現行」は、第1条による改正後のものとする。

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| (期末手当) 第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）第22条第2項各号に | (期末手当) 第5条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）第22条第2項各号に |

| 改 �正 案 | 現 行 |
|--|--|
| 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 2・3（略） | 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 2・3（略） |

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。（委任）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

寝屋川市手と手で心をつなぐ手話言語条例の制定

1 制定理由

手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進に努め、手話を使用しやすい環境づくりを推進するため、本条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 基本理念（第3条関係）

手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念について定める。

(2) 寝屋川市の責務（第4条関係）

寝屋川市は、基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(3) 市民の役割（第5条関係）

市民は、基本理念を理解し、手話に関する寝屋川市の施策に協力するよう努めるものとする。

(4) 事業者の役割（第6条関係）

事業者は、基本理念を理解し、手話に関する寝屋川市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者がサービスを利用しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(5) 手話に関する施策の推進に係る基本的事項（第7条関係）

寝屋川市は、「手話への理解の促進及び手話の普及に関する事項」など所定の事項を基本として、手話に関する施策を推進するものとする。

(6) 意見の聴取（第8条関係）

手話に関する施策の推進に当たっての意見の聴取について定める。

(7) 財政上の措置（第9条関係）

手話に関する施策の推進に関する財政上の措置について定める。

(8) 附則

施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市立エスポアール条例の一部改正

1 改正理由

寝屋川市立エスポアールについて、旧館の解体撤去及び新館の改修による施設の見直しを行うことに伴い、必要な規定（別表の利用料金に関する規定）の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 利用料金（別表関係）

寝屋川市立エスポアールについて、旧館の「和室2」及び「会議室1」・「会議室2」を廃止し、新館に「集会室」を設けることに伴い、「集会室」の利用料金を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

(2) 附則

施行期日 平成31年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

復屋川市立工スボアール条例

No.1

| 改 正 案 | | 別表 (第8条関係) 利用料金 | | 別表 (第8条関係) 利用料金 | | 現 行 | |
|-------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 時間区分 | 午前 [午前 9時から 正午まで] | 午後 [午後 1時から 午後 5時まで] | 夜間 [午後 6時から 午後 9時まで] | 時間区分 | 午前 [午前 9時から 正午まで] | 午後 [午後 1時から 午後 5時まで] | 夜間 [午後 6時から 午後 9時まで] |
| 第1 学習室～ 第2 講義室 | (略) | (略) | (略) | 第1 学習室～ 第2 講義室 | (略) | (略) | (略) |
| 和室 | 500円 | 650円 | 500円 | 和室1 | 500円 | 650円 | 500円 |
| | | | | 和室2 | 300円 | 450円 | 300円 |
| 図工室～料理 室 | (略) | (略) | (略) | 図工室～料理 室 | (略) | (略) | (略) |
| | | | | 会議室1 | 300円 | 400円 | 300円 |
| | | | | 会議室2 | 300円 | 400円 | 300円 |
| 集会室 | 500円 | 650円 | 500円 | | | | |

附 則
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

寝屋川市立池の里市民交流センター条例 の一部改正

1 改正理由

寝屋川市立池の里市民交流センターについて、総合センターの機能移転による施設〔グラウンド及び多目的室〕の見直しを行うことに伴い、必要な規定(別表第1及び別表第2の使用料に関する規定)の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) センターの使用料(別表第1、別表第2関係)

グラウンド及び多目的室の使用に係る使用料を改定する。

(2) 附則

施行期日 平成31年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立池の里市民交流センター条例

No.1

| 改 正 案 | | 現 行 | | | | | |
|--|----------------------------|--|-------------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 別表第1 (第11条関係) 体育施設の使用料 1 団体使用の場合の使用料 | | 別表第1 (第11条関係) 体育施設の使用料 1 団体使用の場合の使用料 | | | | | |
| [単位：円] | | [単位：円] | | | | | |
| 使用時間 | 午前 [午前9時 から正午 まで] | 午後A [正午から 午後3時 まで] | 午後B [午後3時 から午後 6時まで] | 午前 [午前9時 から正午 まで] | 午後A [正午から 午後3時 まで] | 午後B [午後3時 から午後 6時まで] | 夜間 [午後6時 から午後 9時まで] |
| アリーナ（体育室） | (略) | (略) | (略) | アリーナ（体育室） | (略) | (略) | (略) |
| グラウンド | <u>500</u> | <u>500</u> | <u>500</u> | グラウンド | <u>1,000</u> | <u>1,000</u> | <u>1,000</u> |
| サブグラウンド | (略) | (略) | (略) | サブグラウンド | (略) | (略) | (略) |
| 備考 | (略) | 2 (略) | | 備考 | (略) | 2 (略) | |

| 改正案 | | 別表第2(第11条関係) 多目的室の使用料 | | | | | | 別表第2(第11条関係) 多目的室の使用料 | | 現行 | |
|------|----------------------------|-----------------------------|-------|-------------------------------|-------|----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-------|------------------------------|------------------------------|
| 使用時間 | 午前 [午前9時 から正午 まで] | 午後A [正午から 午後3時 まで] | | 午後B [午後3時 から午後 6時まで] | | 午前 [午前9時 から正午 まで] | 午後A [正午から 午後3時 まで] | 午後B [午後3時 から午後 6時まで] | | 午後 [午後6時 から午後 9時まで] | 夜間 [午後6時 から午後 9時まで] |
| | | 多目的室1 | 多目的室2 | 多目的室3 | 多目的室4 | | | 多目的室5 | 多目的室6 | | |
| 多目的室 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | | | 300 | 300 | 300 | 300 |
| | | | | | | | | 700 | 700 | 700 | 700 |

寝屋川市立青少年の居場所条例の制定

1 制定理由

総合センターの機能移転に当たり、青少年の居場所の位置付けを明確にするため、本条例を制定する。

2 制定内容

(1) 目的及び設置（第1条関係）

青少年が自由に交流や活動を行うなど安心して過ごすことのできる環境の整備を図るため、青少年の居場所を設置する。

(2) 名称及び位置（第2条関係）

名 称 寝屋川市立青少年の居場所

位 置 大阪府寝屋川市池田西町 24 番 5 号・八坂町 28 番 13 号

(3) 事業（第3条関係）

「青少年の交流と活動の場その他青少年の居場所の提供に関する事業」及び「当該事業に附帯する事業」を行う。

(4) 利用することができる者の範囲（第4条関係）

青少年の居場所を利用できる者は、寝屋川市立中学校の生徒その他寝屋川市に住み、働き、又は学ぶ者で教育委員会規則で定めるものとする。

(5) 利用の手続（第5条関係）

事前登録及び利用の申出について定める。

(6) 特別の設備の設置及び変更の禁止（第6条関係）

利用者は、施設に特別の設備を設け又は変更を加えてはならない。

(7) 利用の制限等（第7条関係）

教育委員会は、利用の状況に照らし、運営上利用が困難であると認めるときなどは、利用の制限等を行うことができる。

(8) 原状回復の義務（第8条関係）

利用者は、利用を終了したときは、直ちに、原状に回復しなければならない。

(9) 汚損等の場合における原状回復及び損害賠償（第9条関係）

利用者は、青少年の居場所又はその附属設備（物品を含む。）を汚損・毀損等したときは、教育委員会の指示するところに従い、原状に回復し又はその損害を賠償しなければならない。

(10) 委任（第10条関係）

教育委員会規則への委任について定める。

(11) 附則

施行期日 平成31年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(議案第 112 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市公園墓地)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市公園墓地

(2) 団体の名称 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター

所在地 大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号

理事長 谷 口 昌 隆 (たにぐち まさたか)

2 指定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

(5 年間)

3 選定手続

『寝屋川市公園墓地条例』第 6 条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、
「公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項

(議案第 113 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立療育・自立センター)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市立療育・自立センター(5施設)

あかつき園

ひばり園

第2ひばり園

あかつき・ひばり歯科診療所

あかつき・ひばり療育相談室

(2) 団体の名称 社会福祉法人療育・自立センター

所在地 大阪府寝屋川市大谷町7番1号

理事長 大西正禮(おおにしまさのり)

2 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(5年間)

3 選定手続

『寝屋川市立療育・自立センター条例』第10条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、障害児者の家族及び寝屋川市の区域内で障害児者の福祉のための活動を行っている関係団体等で組織された社会福祉法人である「社会福祉法人療育・自立センター」を選定した。

[根拠法令]

地方自治法第244条の2第6項

指 定 管 理 者 の 指 定

(都市公園)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

- (1) 施設の名称 都市公園 (11か所)
- 南寝屋川公園
 - 小路明和公園
 - みどりの丘さくら公園
 - まつのき公園
 - 友呂岐緑地
 - 田井西公園
 - 成田公園
 - 初本町公園
 - 池田1号公園
 - 黒原旭町公園
 - 打上川治水緑地

- (2) 団体の名称 公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター
- 所在地 大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号
- 理事長 谷 口 昌 隆 (たにぐち まさたか)

- 2 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
(5年間)

3 選定手続

『寝屋川市都市公園条例』第18条の規定に基づき、指定管理者の候補者として、「公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第244条の2第6項

(議案第 115 号関係)

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立エスポアール)

1 施設及び団体(指定管理者の候補者)

(1) 施設の名称 寝屋川市立エスポアール

(2) 団体の名称 特定非営利活動法人 和

所在地 大阪府寝屋川市田井西町 19 番 17 号 101

理事長 大 西 正 禮 (おおにし まさのり)

2 指定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

(5 年間)

3 選定手続

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第 5 条の規定に基づき、寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会の意見を聴き審査を行い、指定管理者の候補者として、「特定非営利活動法人 和」を選定した。

〔根拠法令〕

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項

【指定管理者の候補者の選定】

1 応募状況

(1) 説明会への参加数（説明会 平成30年9月19日実施）

| 法人等の種類 | 計 |
|-----------|---|
| 特定非営利活動法人 | |
| 1 | 1 |

(2) 申請書の提出数（受付期間 平成30年9月25日～10月2日）

| 法人等の種類 | 計 |
|-----------|---|
| 特定非営利活動法人 | |
| 1 | 1 |

2 指定管理者選定委員会

(1) 構成（計5人）

- ア 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者 1人
- イ 経営に関する知識を有する者 1人
- ウ 学識経験を有する者 1人
- エ 寝屋川市社会教育委員 1人
- オ 寝屋川市教育委員会事務局社会教育部長 1人

(2) 開催経過

ア 第1回（平成30年10月16日）

委員長の選出、副委員長の指名、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の審査基準及び審査項目の決定、第1次審査の実施

イ 第2回（平成30年11月6日）

第1次審査の結果確認、第2次審査の実施及び結果確認、指定管理者の候補者の選定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立エスポアール（以下「エスポアール」という。）の指定管理者と

して最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態であること。
- b 運営方針及び運営計画が優れていること。
- c 集客促進策が優れていること。
- d 維持管理に係る方針及び取組の提案が優れていること。
- e 自主事業について、過年度程度の計画がなされ、実現可能であるとともに、計画が優れていること。
- f 施設の経費縮減が図られていること。
- g 人員配置計画が適正であること。
- h 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること。
- i 個人情報保護、情報公開の取組が適正であること。
- j 危機管理対策が適正であること。
- k 総合的にみて提案内容が優れていること。

【活動拠点】

- 1 団体の活動拠点の所在地

【管理運営の実績】

- m 当該施設に係る管理運営の実績

(イ) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a～j の各項目については 10 点満点・項目kについては 20 点満点で合計 120 点満点とし、選定委員 5 人の平均点を申請者の得点とした。項目1は活動拠点が市内に在る場合には 6 点を配点することとし、項目mは選定委員会が承認した実績に関する評価の結果に基づき配点を行うこととした。

また、合計点の合格最低点を 84 点とし、a～j の各項目については合格最低点を 4 点とした。

(ウ) 審査結果

提出書類を基に審査項目 a～k の審査を行い、項目 1 については、申請者の活動拠点が市内に在ることを確認した。

審査項目mについては、教育委員会事務局から、『平成 26 年度から平成 28 年度までの「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率はいずれも 100 パーセントであり、平成 29 年度の適正比率は 98.4 パーセントであること、及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙 2 に係る評価項目の 10 項目のうち 6 項目の評価が「○」であることから、総合評価をAとする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

| | 項目 | 配点 | 特定非営利活動法人 和 |
|---------|----|-----|-------------|
| 審査項目 | a | 10 | 8.2 |
| | b | 10 | 8.2 |
| | c | 10 | 7.6 |
| | d | 10 | 8.0 |
| | e | 10 | 8.6 |
| | f | 10 | 7.0 |
| | g | 10 | 7.2 |
| | h | 10 | 7.2 |
| | i | 10 | 8.4 |
| | j | 10 | 8.4 |
| 小計 | k | 20 | 16.6 |
| | | 120 | 95.4 |
| 活動拠点 | l | 6 | 6 |
| 管理運営の実績 | m | 12 | 6 |
| 合計 | | | 107.4 |

合計得点及び a～j の各項目の得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第 1 次審査の得点は、第 2 次審査に持ち越さないこととした。

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 指定管理者指定申請の動機について
- b 社会教育に関する方針について
- c エスポアールの管理運営について
- d 収支について
- e 人的課題について
- f 総合評価について

(イ) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(ア)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点はa～eの各項目を15点満点・fを25点満点で合計100点満点とし、選定委員4人の平均点を申請者の得点として審査を行った。（1人の選定委員は欠席した。）

また、合格最低点を70点とした。

(ウ) 審査結果

| 項目 | 配点 | 特定非営利活動法人 和 |
|----|-----|-------------|
| a | 15 | 12.3 |
| b | 15 | 11.5 |
| c | 15 | 12.5 |
| d | 15 | 11.5 |
| e | 15 | 11.5 |
| f | 25 | 20.0 |
| 合計 | 100 | 79.3 |

(4) 選定結果

申請者の得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、特定非営利活動法人 和を、指定管理者の候補者として選定した。

(議案第 116 号関係)

指定管理者の指定期間の変更

1 変更する理由

寝屋川市立中央公民館は、平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震により被害を受けたため、当分の間、休館せざるを得ない状況であることから、その管理に係る指定管理者の指定の期間を変更する。

〔指定管理者 株式会社ビケンテクノ〕

2 変更する内容

指定の期間

変更前 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年間）

変更後 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで（3 年 9 か月間）

〔根拠法令〕

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項